

# 記入例

様式 1

令和●年 ●月 ●日

群馬県知事 様

新規に登録する場合は  
様式 1 です！

## 【提出方法】

群馬県食品・生活衛生課へ、  
郵送またはメールに添付してください。  
〒371-8570  
群馬県前橋市大手町 1-1-1  
doubutsu@pref.gunma.lg.jp

## 申請者（第一種動物取扱業又は動物診療施設の申請者）

氏名 群馬 愛子

(法人にあっては法人の

名称及び代表者の氏名)

住所 〒371-8570

前橋市大手町●-●-●

027-226-●●●●

gunma-aigo@●●●.●●.jp

メールアドレス

事務担当者氏名

群馬 護

(代表者と事務担当者  
が別の場合)

## ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録申請書

ぐんま犬猫パートナーシップ制度実施

### 1 登録事業所の情報（第一種動物取扱業）

事業所の 名称		
事業所の 所在地 及び連絡先	〒	
業種	<input type="checkbox"/> 第一種動物取扱業	<input type="checkbox"/> 動物診療施設
第一種動物 取扱業の 登録業種 (第一種動物取 扱業の事業所は 記載)	<input type="checkbox"/> 販売 (登録番号 : ) (登録期間 : 年 <input type="checkbox"/> 保管 (登録番号 : ) (登録期間 : 年 <input type="checkbox"/> 展示 (登録番号 : ) (登録期間 : 年 <input type="checkbox"/> 訓練 (登録番号 : ) (登録期間 : 年 <input type="checkbox"/> 貸出し (登録番号 : ) (登録期間 : 年 <input type="checkbox"/> 競り売り (登録番号 : ) (登録期間 : 年 <input type="checkbox"/> 譲受飼養 (登録番号 : ) (登録期間 : 年	(電話番号)

第一種動物取扱業の登録証に記載の事業所名（屋号）を書いてください。  
動物病院の場合は、群馬県に届出している動物診療施設の名称を書いて  
ください。なお、第一種動物取扱業の登録をしている動物病院は、  
第一種動物取扱業事業者として記入してください。

該当する業種にチェックを  
入れてください。動物病院で、  
第一種動物取扱業の登録を  
している場合は第一種動物取扱業  
にチェックしてください。

前橋の場合は 第010000-●●-●●号  
高崎の場合は 第高●●●●-●●-●●号  
中核市以外の場合は 群動愛第●●●●-●●●号  
といった番号です。

動物病院で、第一種動物取扱業の登録をしていない場合は  
記入不要です。

### 2 登録基準

申請する事業所は、次の登録基準を満たします。（該当するものにチェックを記載）

#### (1) 全ての事業所に共通する基準

- ア 本申請書の3 確認事項（1）について、1項目以上実施します。
- イ ぐんま犬猫パートナーシップ事業所登録証及び本制度の登録を示すポスター又はステッカーを顧客が見やすい場所に掲示します。
- ウ 申請者及び事業所は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、群馬県動物の愛護及び管理に関する条例（※）、獣医療法及びその他関係法令を遵守しています。

※前橋市又は高崎市に所在する事業所の場合は、それぞれ前橋市又は高崎市の同条例に読み替える。

## (2) 犬猫販売を行う事業所の基準 (販売事業者以外はチェック不要)

- ア 飼い主に対して、以下の項目について誓約を求める。
  - (ア) 飼育可能な住宅に住居していること
  - (イ) 終生飼育すること
  - (ウ) 万一飼えなくなった際には、責任を持って新たな飼い主を探し、安易に放棄しないこと
- イ 販売前に飼い主に対し、「ぐんま犬猫パートナーシップ事業所適正飼養説明項目（別紙1）」に記載する事項の説明を十分に行います。
- ウ 犬猫へのマイクロチップ装着及びその登録について、法令に基づいて取り扱うとともに、顧客へ丁寧に説明し、普及のための周知を行います。

犬猫販売を行わない事業所は、この項目は  
とばし、3へ進んでください。

## 3 確認事項

ア～エのうち1項目以上を選んで✓してください。

### (1) 犬猫の適正飼養の普及や譲渡の推進に関する以下の事項について、実施する項目は次のとおりです。

- ア 適正飼養の普及等に関するチラシ等を店頭に設置します。
- イ 適正飼養の普及等に関するチラシ等を顧客に配布します。
- ウ 群馬県が提供する適正飼養の普及等に関する情報を、事業所のホームページ等に年1回以上掲載します。
- エ 飼い主に対して、適正飼養を継続して指導・アドバイスします。

### (2) 実施に際して必要な情報は次のとおりです。

県ホームページの一覧に 事業所名と所在地を掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 希望しません。
県ホームページの一覧から 事業所のホームページへリンクをする	<input checked="" type="checkbox"/> 希望します。 <input type="checkbox"/> 事業所のホームページなし。
事業所のホームページアドレス	<a href="http://●●●.●●●.com/">http://●●●.●●●.com/</a>
大型の啓発ポスター掲示 (大型…A2 や A1 など)	<input checked="" type="checkbox"/> 可能です。 <input type="checkbox"/> 不可です。

可能に✓いただと、狂犬病予防等に関する大型  
ポスターを、年に1～2回程度送付することが  
あります。

## 4 添付書類

- 本制度の登録証・ポスター・ステッカーの掲示予定場所の写真
- 適正飼養の普及等に関するチラシ等の設置場所の写真
- 販売時説明に使用する資料（犬猫販売を行う事業所の登録証）

登録証・ポスター・ステッカーの掲示予定場所・チラシ  
の設置場所の写真は、すべての事業所が提出して  
ください。（令和7年12月から追加になりました）

## 5 登録時に記載した情報を変更する場合の確認事項（全て提出する）

- 本制度に登録したのち、以下の項目を変更した場合、本申請書（様式5）を提出します。
  - (1) 申請者の情報（氏名（法人にあっては法人の名前）・住所）
  - (2) 登録事業所の情報（事業所の名称・所在地）
  - (3) 「3 確認事項」に記載した実施項目及び情報
  - (4) 「4 添付書類」において添付した販売時説明に使用する資料の内容

犬猫販売を行う事業所は、販売時説明に使用する資料  
を添付し、本申請書と一緒に提出してください。  
説明内容が「実施要領 別紙1」を満たしているか  
確認してください。